

## 5 障害福祉関係施設の整備等について

### (1) 障害者施設の整備の基本的な考え方について

障害者施設の整備については、新しい「障害者基本計画」及び「新障害者プラン」に基づき、新障害者プランの計画年度である19年度に向けて、通所授産施設、デイサービスセンター等の活動の場の整備や、身体障害者福祉ホーム等の住まいの場の整備を計画的に図ることとしている。

### (2) 16年度における障害者施設の整備について

16年度については、社会福祉施設整備費全体として、16年度予算（案）額1,304億円に対して各都道府県・市の要望額が大幅に上回ることが見込まれたことから、整備計画に当たっての基本的な方針として、「平成16年度における障害者施設の施設整備費に係る国庫負担（補助）協議等について」（平成16年1月16日障障発第0116003号障害保健福祉部障害福祉課長通知）を発出し、①継続事業分、②新障害者プラン関連施設整備分を優先して行うこととし、③入所施設については、老朽等の改築を除き対応が困難であることを示し、協議施設の厳選をお願いしたところである。

これに伴い、本年1月末から2月末にかけて各都道府県・市の16年度計画分についてヒアリングを行ったところであり、現在、協議内容の精査と全体の協議額の確定作業を行っているところである。

なお、各都道府県・市にご協力いただき、2カ年事業の進捗率アップや16年度当初計画分の15年度への前倒しなど、16年度予算の負担軽減に繋がる措置を図った現時点においても、厳しい予算執行となることに変更はなく、特に新規事業分については、課長通知のとおり、原則として新障害者プラン関連施設整備分のうち緊急性・必要性の高いものを中心採択せざるを得ないことが見込まれるので、ご承知おき願いたい。

### (3) 設備整備費の施設整備費への統合について

設備整備費については、16年度予算（案）から国庫補助申請事務の簡素合理化を図る観点から、施設整備と一体的に整備され、かつ、固定されるもの及び整備するに当たり施設設計等に影響を及ぼす初度設備等を施設整備費に統合することとしている。

統合後の設備整備とその国庫補助額の算定方法については、別紙のとおりである。

なお、初度設備以外の施設整備へ統合されない業務省力化設備等一部の設備については、従来どおり設備整備費の対象となるが、次に留意されたい。

(参考) 設備整備費の概要

- ①設備整備費として対応するものは、次のとおり。  
・送迎・通園バス　　・業務省力化等設備
- ②民間立施設のみを対象。
- ③設備整備費の協議については、16年度において社会・援護局福祉基盤課より別途通知予定。
- ④16年度をもって廃止予定。

○ 施設整備に統合される設備

| 設備の種類   | 算定方法  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・初度設備 ①最低基準に影響する設備（特殊ベット）</li> <li>相当加算 ②施設設計に影響する設備<br/>(厨房機器、洗濯乾燥設備等)</li> <li>③ショートステイ専用居室に係る初度設備</li> <li>④A L S 専用居室に係る初度設備</li> <li>⑤療護通所A型に係る初度設備</li> <li>⑥強度行動障害個室に係る初度設備</li> <li>⑦自閉症・発達障害支援センターに係る初度設備等</li> </ul> | <p>施設整備に統合可能な初度設備を整備する場合には、初度設備相当加算を加算。</p> <p>なお、初度設備に要する経費と初度設備相当加算額を個々に比較しない。</p>          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・授産設備等工事<br/>授産設備、特殊介護設備、リハビリ設備、室内移動設備、職業訓練設備、職業補導設備、難聴幼児訓練設備</li> </ul>   | <p>施設整備に統合可能な授産設備を整備する場合には、授産設備等工事費を算定。</p> <p>施設整備に統合各設備整備の対象経費と国庫補助基準単価を比較し、国庫補助基本額を算定。</p> |
| ・点字印刷機  |   |
| ・情報機器設備   |   |
| ・情報機器近代化  |   |
| ・小規模通所授産施設設備  |   |

#### (4) 社会福祉施設のシックハウス対策について

昨年7月、建築基準法が改正され、平成15年7月以降竣工する全ての建築物に使用する建材の制限や換気設備の設置義務付けが行われたところであるが、社会福祉施設の整備にあたっても、シックハウス対策として専門家とよく相談のうえ、使用建材の制限や換気設備の設置はもちろんのこと、施工時、竣工後の通風、換気を十分に行うよう管内市町村、社会福祉法人等に対して指導願いたい。

### 6 障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応等について

人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

#### (1) 人権侵害等の防止について

- ① 社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件に及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。
- ② 本年度から施行された支援費制度は、利用者と施設が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られる仕組みであることに鑑みた場合、こうした状況は、制度の根幹を揺るがしかねない事態であるといわざるを得ず、施設関係者のみならず行政関係者も含め、厳粛に受け止めなければならないと考えている。
- ③ 特に、施設において、各利用者の意向を詳細かつ十分にくみ取り、個別の支援計画を作成・実施・見直しを行う過程で、職員間で会議を開催し、各利用者の状況や支援目標を共有することは、不祥事の防止にも資するものであることから、各都道府県等にあっては、通常の指導監督の際には重点的に確認されたい。また、施設が利用者又は利用者の家族に寄付金を強要することや、本人のためと称しあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めるることは指定基準等で禁止されていることを再度踏まえて、預り金の適切な管理がなされるよう十分点検されたい。
- ④ 各都道府県等にあっては、社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査等を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場

合によっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

⑤ また、再発防止への取組として、不祥事を起こした法人に対して、継続的に指導及び改善状況の確認を行うことに加え、事件の背景や事実関係を踏まえて管下同種施設への指導監督方法の見直しを行う、また、支援費制度対象事業の場合には、あらかじめ関係市町村から支給決定障害者の支援状況に関する情報を徴した上で、指導監査を行う等、都道府県の指導監督の在り方も再点検し、今後の不祥事の未然防止を図られたい。

#### (2) 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

#### (3) 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

#### (4) 苦情解決の取組について

障害者福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成14年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

(参考) 障害者施設の例

| 施 設 種 別   | 施 設 数 | うち、苦情解決のための取組あり |
|-----------|-------|-----------------|
| 身体障害者療護施設 | 427   | 380(90.0%)      |
| 知的障害者更生施設 | 1,389 | 1,235(88.9%)    |

※「平成14年社会福祉施設等調査」より

## 7. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

### (1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の発足について

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行うこと等により、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が、昨年10月に発足したところである。のぞみの園は中期目標に基づき、入所者数を19年度末までに3割から4割程度縮減することを目標に地域生活移行を積極的に推進するほか、重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査及び研究を行い、その成果等を全国の知的障害者援護施設等に向けて情報提供していくこととしている。

### (2) のぞみの園における地域生活移行への取組みについて

約500人の現入所者の移行先は、出身地域やその近隣地域のグループホーム等（民間施設等に移行し、さらに継続的にグループホーム等への移行に取組む場合を含む）が考えられるが、実践において、入所者本人や保護者等の意向、本人の生活歴等を尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことが必要である。

その際、のぞみの園が、地域生活移行に関してどの程度、入所者や保護者等の理解を得られたかといったことや、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ、それら相互の連携体制づくりに取り組んだか、といったことが重要であると考えている。

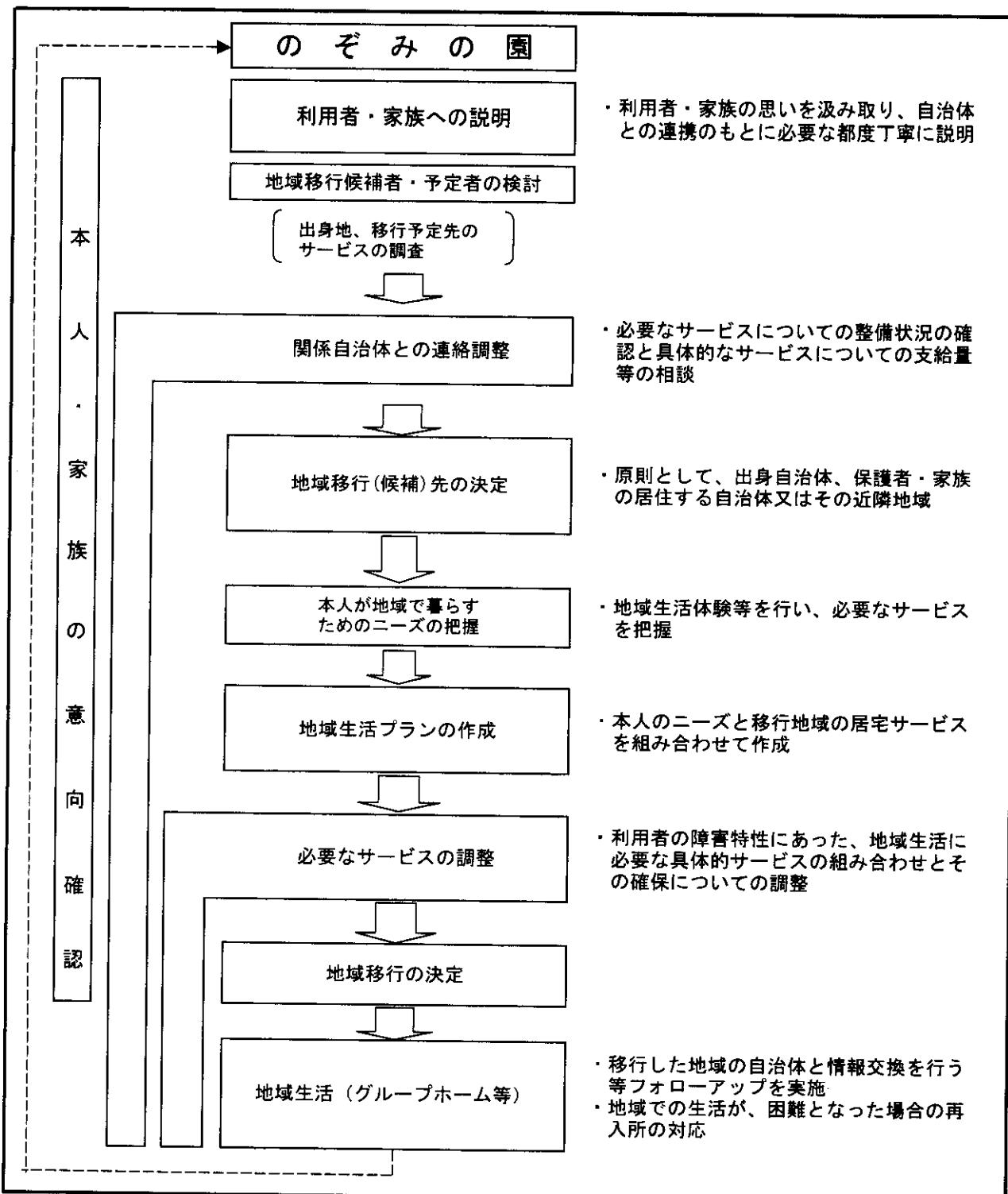
のぞみの園における取組みとしては、入所期間が長期にわたっている現状を考慮し

て、職員宿舎の空き室や周辺地域の住宅を借り上げ地域生活を体験する独自の試み（地域生活体験事業）に取り組むとともに、入所者本人等の意向確認を行っているところである。また、出身市町村において、個々の入所者の特性等に応じ必要なサービスが確保されるよう、関係地方公共団体との連絡調整にも取り組んでいるところである。

なお、のぞみの園における地域生活移行の基本的な流れは、別紙のように考えているが、国としてもこのような取組みをバックアップするよう、当面は、入所者の出身地の約7割を占めている関東・甲信越地区の関係地方公共団体を中心に連絡調整を図っていく考えである。

のぞみの園における地域生活移行の取組みは、入所者本人等の意向が十分尊重されなければならないが、ノーマライゼーションの理念を実現するためのモデル的な取組みであり、実践により得られた成果を全国に向けて情報提供していくとするものである点をご理解いただき、今後とものぞみの園への協力をお願いするとともに、関係市町村に対しても周知徹底を図り、のぞみの園の取組みに対する協力を要請して頂くように併せてお願いする。

## のぞみの園における地域生活移行の基本的な流れ



## 国立のぞみの園における取り組み状況および当面の予定

平成16年3月3日  
独立行政法人国立重度知的障害者  
総合施設のぞみの園

### 【これまでの取り組み状況】

- H.15年10月1日 独立行政法人への移行に伴い、地域生活支援室を設置。  
全国障害福祉担当係長会議において、国立のぞみの園利用者の地域移行について説明。  
民間住宅を借り上げ、自立訓練ホームを開設。
- 11月15日 国立のぞみの園保護者会理事会において説明。
- 12月4日 国立のぞみの園利用者出身自治体を対象に、居宅支援状況調査（332ヶ所）開始。  
22日 全保護者に対して、「地域移行の進め方について」の理事長名の文書とパンフレットを送付。
- H.16年1月22日 利用者に対して、説明会を開催。  
24日 国立のぞみの園保護者会理事会において説明（第2回）。
- 2月5日 全保護者を対象に、地域移行に関するアンケート調査を実施。
- 4月1日 地域生活支援部を設置予定。

(参考2)

## 国立のぞみの園 利用者の出身地域別分布状況

(H16.2.10 現在)

| NO | 都道府県<br>指定都市 | 利用者数(人) |    |     | 分布率<br>(%) |
|----|--------------|---------|----|-----|------------|
|    |              | 男       | 女  | 計   |            |
| 1  | 北海道          | 7       | 3  | 10  | 2.0        |
| 2  | 岩手県          | 3       | 2  | 5   | 1.0        |
| 3  | 秋田県          | 1       | 1  | 2   | 0.4        |
| 4  | 山形県          | 3       | 1  | 4   | 0.8        |
| 5  | 福島県          | 1       | 3  | 4   | 0.8        |
| 6  | 茨城県          | 10      | 6  | 16  | 3.2        |
| 7  | 栃木県          | 9       | 7  | 16  | 3.2        |
| 8  | 群馬県          | 20      | 15 | 35  | 7.1        |
| 9  | 埼玉県          | 22      | 19 | 41  | 8.3        |
| 10 | 千葉県          | 24      | 14 | 38  | 7.7        |
| 11 | 東京都          | 64      | 34 | 98  | 20.1       |
| 12 | 神奈川県         | 9       | 12 | 21  | 4.2        |
| 13 | 新潟県          | 16      | 10 | 26  | 5.2        |
| 14 | 富山县          | 1       | 4  | 5   | 1.0        |
| 15 | 石川県          | 3       | 3  | 6   | 1.2        |
| 16 | 福井県          | 1       | 0  | 1   | 0.2        |
| 17 | 山梨県          | 5       | 3  | 8   | 1.6        |
| 18 | 長野県          | 9       | 2  | 11  | 2.2        |
| 19 | 岐阜県          | 3       | 3  | 6   | 1.2        |
| 20 | 静岡県          | 6       | 7  | 13  | 2.6        |
| 21 | 愛知県          | 4       | 7  | 11  | 2.2        |
| 22 | 三重県          | 0       | 2  | 2   | 0.4        |
| 23 | 滋賀県          | 1       | 1  | 2   | 0.4        |
| 24 | 京都府          | 1       | 3  | 4   | 0.8        |
| 25 | 大阪府          | 3       | 1  | 4   | 0.8        |
| 26 | 兵庫県          | 6       | 4  | 10  | 2.0        |
| 27 | 奈良県          | 2       | 0  | 2   | 0.4        |
| 28 | 和歌山县         | 1       | 1  | 2   | 0.4        |
| 29 | 鳥取県          | 2       | 1  | 3   | 0.6        |
| 30 | 島根県          | 2       | 4  | 6   | 1.2        |
| 31 | 岡山県          | 5       | 1  | 6   | 1.2        |
| 32 | 広島県          | 1       | 3  | 4   | 0.8        |
|    |              | 合計      |    | 291 | 205        |
|    |              |         |    | 496 | 100.0      |